

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第8号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																							
<p>(端数計算)</p> <p>第6条 第3条の規定による特勤手当の月額又は第4条（第1項を除く。）の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。<u>給与条例第16条に規定する特勤手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</u></p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>所在地</th><th>公署</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>丸亀市本島町泊480の3</td><td>本島駐在所</td><td></td></tr><tr><td>三豊市詫間町栗島1661の1</td><td>栗島駐在所</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	所在地	公署	級別区分	略			略	略	略	丸亀市本島町泊480の3	本島駐在所		三豊市詫間町栗島1661の1	栗島駐在所		略	略		<p>(端数計算)</p> <p>第6条 第3条の規定による特勤手当の月額又は第4条（第1項を除く。）の規定による特勤手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。</p> <p>別表（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>所在地</th><th>公署</th><th>級別区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>1級地</td></tr><tr><td>丸亀市本島町泊480の3</td><td>本島駐在所</td><td></td></tr><tr><td><u>丸亀市広島町江の浦440</u></td><td><u>広島駐在所</u></td><td></td></tr><tr><td>三豊市詫間町栗島1661の1</td><td>栗島駐在所</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	所在地	公署	級別区分	略			略	略	1級地	丸亀市本島町泊480の3	本島駐在所		<u>丸亀市広島町江の浦440</u>	<u>広島駐在所</u>		三豊市詫間町栗島1661の1	栗島駐在所		略	略	
所在地	公署	級別区分																																						
略																																								
略	略	略																																						
丸亀市本島町泊480の3	本島駐在所																																							
三豊市詫間町栗島1661の1	栗島駐在所																																							
略	略																																							
所在地	公署	級別区分																																						
略																																								
略	略	1級地																																						
丸亀市本島町泊480の3	本島駐在所																																							
<u>丸亀市広島町江の浦440</u>	<u>広島駐在所</u>																																							
三豊市詫間町栗島1661の1	栗島駐在所																																							
略	略																																							

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。